

(様式3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	動物の飼養又は収容施設の構造設備等の改善命令
根拠法令の 名称・根拠条項	化製場等に関する法律第6条の2、第9条第5項
所管部室課名	健康医療部衛生管理課
処分基準	<ol style="list-style-type: none">1 化製場等に関する法律第9条第2項及び大阪府化製場等に関する法律施行条例第14条に規定する構造設備の基準に適合しなくなったとき。2 化製場等に関する法律第5条及び大阪府化製場等に関する法律施行条例第7条に規定する衛生上必要な措置を講じないとき。
最終改正年月日	令和2年4月1日

参考

[根拠法令]

《化製場等に関する法律》

第6条の2 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の構造設備が第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の管理者が第5条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第5条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。

第9条

5 第5条から第7条までの規定は、第1項に規定する区域内において同項の政令で定める種類の動物を当該動物の種類ごとに同項の規定に基づく条例で定める数以上に飼養し、又は収容するための施設について準用する。この場合において、第6条の2中「第4条の規定に基づく条例で定める基準」とあるのは「第9条第2項の規定に基づく条例で定める基準」と、第7条中「第3条第1項の許可」とあるのは「第9条第1項の許可」と読み替えるものとする。

[法令の定め]

《化製場等に関する法律》

第5条 化製場又は死亡獣畜取扱場の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 化製場又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。
- (2) こん虫の発生の防止及び駆除を十分にすること。
- (3) 臭気処理を十分にすること。
- (4) その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置。

第9条 (略)

2 前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えなければならない。

3～6 (略)

《大阪府化製場等に関する法律施行条例》

(化製場又は死亡獣畜取扱場の管理者が講ずべき措置)

第7条 法第5条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める措置とする。

項	区分	措置
1	化製場	1 原料及び製品の選別及び詰替え、原料の乾燥その他の作業を化製場以外の場所で行わないこと。 2 原料を天然乾燥しないこと。 3 原料の運搬容器は、臭気及び汚液の漏れないものを使用し、使用後は、これを十分に洗浄すること。
2	死亡獣畜取扱場	1 死亡獣畜若しくはこれを解体した物又はこれらを焼却した残渣さ（以下これらを「死亡獣畜等」という。）を埋

		<p>却する場合にあつては、地表まで1・5メートル以上の余地を残して死亡獣畜等を埋却し、その場所に埋却の年月日を明示すること。</p> <p>2 死亡獣畜等を埋却した場所は、埋却の日から5年間は掘らないこと。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p>
--	--	---

(畜舎等の構造設備の基準)

第14条 法第9条第2項の条例で定める公衆衛生上必要な基準は、別表第2の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める要件を備えることとする。